

浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の骨子

(1) 目的

この条例は、豊かな自然環境及び安心安全な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電施設との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としています。

(2) 基本理念

本町における豊かな自然環境及び安心安全な生活環境は、先人から引き継がれたかけがえのない町民共通の財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければなりません。

(3) 対象となる再生可能エネルギー発電施設

①発電出力が10kW以上の太陽光発電施設

ただし、次のいずれかに該当する施設は適用から除きます。

ア 建築物の屋根又は上に設置するもの

イ 建築物と併設されるもので、主にこの建築物で自己消費を目的とするもの

※条例改正により、令和4年4月1日以降に着手する施設の設置については、自己託送も届出の対象となります。

②高さ15m以上の風力発電施設

(4) 責務

浜中町：条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を行います。

事業者：関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保つこととします。

土地所有者等：設置事業により、自然環境若しくは景観を損ねない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域を適正に管理することとします。

町民：町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めることとします。

(5) 再生可能エネルギー発電事業を禁止する区域

町長は、次に掲げる区域に該当すると認められるときは、本町の美しい自然環境及び安心安全な生活環境の保全のために、再生可能エネルギー発電施設の設置を禁止すべき区域（以下「禁止区域」という。）を指定することができます。

(1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

(2) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域

(3) その他再生可能エネルギー発電施設設置事業により、事業区域の周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域として町長が認める区域

事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めることはできません。ただし、事業区域及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと町長が判断した場合は、その限りではありません。

災害の防止及び良好な自然環境、住環境等の保全のため、再生可能エネルギー発電事業を行うことを禁止する区域は、次のとおりです。

①地すべり防止区域

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項

②急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項

③土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項

④保安林の区域

森林法（昭和26年法律第249号）第25条

⑤国指定史跡名勝天然記念物所在地

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項

（6）再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域

町長は、本町の美しい自然環境を及び安心安全な生活環境の保全のために、規則で定めるところにより再生可能エネルギー発電施設の設置を抑制すべき区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができます。また、町長は、事業者に対し前項の規定により指定した区域を事業区域に含めないよう求めることができます。

抑制する区域は、次のとおりです。

①河川区域・河川保全区域

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第54条第1項

②砂防指定地

砂防法（明治30年法律第29号）第2条

③農業振興地域内の農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号

④国定公園（特別地域及び普通地域）

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第33条第1項

⑤鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項

⑥景観形成重点区域

浜中町景観条例（令和6年条例第3号）第9条第1項

⑦ラムサール条約登録湿地

平成5年5月19日環境庁告示第四十二号（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地）

(7) 届出の義務付け

施設の設置について町へ届出を行うことを義務付けます。この届出に対し、町長は必要な助言や指導ができます。

(8) 周辺関係者への説明の義務付け

施設の設置前に、事業内容について、周辺関係者への説明等を義務付けます。また、事業者は、周辺関係者の理解が得られるよう努めなければなりません。

(9) 適切な維持管理の義務付け

事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理することを義務付けます。

(10) 施設廃止の届出の義務付け

施設の廃止について町へ届出を行うことを義務付けます。

(11) 条例の施行

本条例は周知期間を設ける必要があることから、令和2年度に制定し、令和3年4月1日から施行します。

また、本条例の施行日において、設置事業が完了している施設又は設置事業に着手している施設は適用されません。（施行日以降に増築又は更新することにより適用対象となる施設は、その時点から適用されます。）